

奈良県新公会堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十三号

奈良県新公会堂条例の一部を改正する条例

奈良県新公会堂条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中		
レセプションホール		
レセプションホール	土曜日、日曜日及び休日	その他
	七六、一一〇円	六二、七四〇円
		一〇一、八二〇円
		八四、三四〇円

一七七、九四〇円	八八、四五〇円	一九〇、二八〇円	二六六、四〇〇円
一四七、〇八〇円	七四、〇五〇円	一五八、四〇〇円	二二二、一四〇円

を

レセプション	土曜日、日曜日及	七六、一一〇円	一〇一、八二〇円	一七七、九四〇円
--------	----------	---------	----------	----------

レセプション ホール 2		ホール 1	
その他	土曜日、 日曜日及 び休日	その他	び休日
六〇、八二〇円	七三、二七〇円	六二、七四〇円	
七九、七一〇円	九六、〇二〇円	八四、三四〇円	
一四〇、五三〇円	一六九、二九〇円	一四七、〇八〇円	

八八、四五〇円	一九〇、二八〇円	二六六、四〇〇円
七四、〇五〇円	一五八、四〇〇円	二二一、一四〇円
八三、三八〇円	一七九、四〇〇円	二五二、六七〇円
六九、二二〇円	一四八、九三〇円	二〇九、七五〇円

一二、〇三〇円	一六、一四〇円	二八、一八〇円	一四、〇九〇円
---------	---------	---------	---------

会議室 4

三〇、二四〇円	四二、二七〇円	
を		

会議室 8				会議室 6	会議室 5	会議室 4
八、六八〇円	七、〇〇〇円	四〇、七六〇円	一二、三八〇円	二四、八二〇円	一二、〇三〇円	
一一、三七〇円	九、一七〇円	五三、四一〇円	一六、二二〇円	三二、五二〇円	一六、一四〇円	
二〇、〇五〇円	一六、一七〇円	九四、一七〇円	二八、六〇〇円	五七、三四〇円	二八、一八〇円	

一四、〇九〇円	三〇、二四〇円	四二、二七〇円	
二八、二三〇円	六〇、七五〇円	八五、五七〇円	

一四、〇九〇円	三〇、三二〇円	四二、六九〇円	会議室5、会議室6及びその通路を一体的に利用する場合 る。
四六、三八〇円	九九、七九〇円	一四〇、五五〇円	
七、九六〇円	一七、一三〇円	二四、一三〇円	
九、八七〇円	二二、二四〇円	二九、九二〇円	

			間の に限			
--	--	--	----------	--	--	--

控室		一、二三〇円	一、七四〇円	
----	--	--------	--------	--

二、九八〇円	一、五四〇円	三、二九〇円	四、五二〇円	
--------	--------	--------	--------	--

--	--	--	--	--

を

控室A			一、二三〇円	一、
控室B			一、二三〇円	一、
控室C			三、六一〇円	四、

七四〇円	二、九八〇円	一、五四〇円	三、二九〇円	四、五二〇
七四〇円	二、九八〇円	一、五四〇円	三、二九〇円	四、五二〇
七四〇円	八、三五〇円	四、一一〇円	八、八五〇円	一二、四六〇

に改める。

円	円	円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年七月十八日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、同年一月十八日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良県新公会堂条例（以下「改正後の条例」という。）第二章第一項の承認（レセプションホール1、レセプションホール2、会議室5、会議室6、会議室5及び会議室6、会議室7、会議室8、控室A、控室B及び控室Cに係るものに限る。）を受けようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、その承認の申請をすることができる。

3 知事は、前項の規定により承認の申請があつた場合には、施行日前においても、改正後の条例第二条の規定の例により、その承認をすることができる。

4 前項の承認を受けた者に係る使用料（施行日の属する月分に係るものに限り。）については、改正後の条例第五条第一項の規定にかかわらず、知事が別に定める日までに納めなければならない。